

○本庄市健康づくり推進総合計画審議会条例

平成 26 年 3 月 28 日

条例第 3 号

(設置)

第 1 条 市民の健康の保持及び増進の推進に関する総合的な計画として本庄市健康づくり推進総合計画（以下「計画」という。）を策定するため、市長の附属機関として、本庄市健康づくり推進総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、計画の策定に関する事項について調査及び審議し、市長に答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健医療団体の者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 地域団体の者
- (4) 公募による市民
- (5) 関係行政機関の職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する市長への答申を行った日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、保健部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年本庄市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表健康づくり推進協議会委員の項の次に次のように加える。

健康づくり推進総合計画審議会委員	日額	6,200円
------------------	----	--------